

バーチャルで起きる問題は特別なことなのか

学校裏サイトなどを舞台とするネットいじめ、秋葉原無差別刺殺事件でも用いられたネット掲示板での犯行予告---インターネットの普及期から指摘され続けているバーチャル空間におけるさまざまな危険性が、より緊急性を帯びて議論されている。

メディアは頻繁に関連ニュースを取り上げ、国も改正迷惑メール法（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律）や青少年ネット規制法（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律）の施行など、法整備が急ピッチで進められているように映る。

こうした中、海外でも同様にバーチャル空間における危険性が生み出した事件が、再び話題を集めている。バーチャル空間上での友人のいじめを苦に自殺した少女の話である。

これはただのネットを舞台とした子供同士によるいじめ問題ではない。大人たちが作り出した架空の人物が、実際の子どもを自殺に追い込んだ事件だ。

架空の人物の言動で自殺

話は2006年10月にさかのぼる。

当時、ミーガン・マイヤーという米ミズーリ州に住む13歳の少女が、自室で首を吊って自殺した。SNS「MySpace」を介し、恋愛感情を持って同サイト上で接していたジョシュ・エバンズと名乗る少年が突如、マイヤーの悪口を同サイト上に書き込み、罵詈雑言を浴びせるメールを送ってきたためだ。

マイヤーの死後、エバンズと名乗る少年は、マイヤーの元友人の母親らが作り出した架空の人物であったことが発覚。世論はなりすましによる陰湿ないじめ行為として罪に問うたが、適用できる法律がないとして検察は起訴を断念していた。

それがこの事件を非難する世論に押される形で一転、2008年5月にこれまで適用外と見られていた不正アクセスなどを規制する既存法でマイヤーの元友人の母親を起訴した。この訴訟がどのような結果に至るかは、今後の判決を待たなければならない。

この事件に関する各メディアの報道を見ると、長く疑惑が持たれていた被告にいかなる判決が下されるのか、また、本来はハッカーなどに対して適用される法律の拡大解釈が、今後のネット利用者にどのような影響を与えうるか---などが着目されている。

一方、これに加えて筆者が改めて考えたいのが、このような事件が発生してしまった要因である。そもそも筆者がこの事件を取り上げたのは、ネット上の架空の人物が一人の人間を死に至らしめるという、極めてネット特有の事件であると考えたためだ。

昨今のバーチャル空間における危険性を問題視する声も、こうしたネット特有の問題についてどのような法整備や防止策を検討すべきかというところに議論の争点がある。そのため、このネット特有でかつ悲惨な事件の発生要因とその防止策について考えてみたい。

事件はなぜ起きたのか

ネットいじめに詳しい山形大学の加納寛子准教授は、マイヤーの事件が発生した要因は3つあると分析する。

1つ目は、大人である元友人の母親がネット上における言動のマナーを身に付けていなかった点だ。

日本では、学校裏サイトなどで展開される子ども同士によるマナーに欠けた書き込みが多数確認できる。しかし、「それ以上に大人による思慮に欠けた書き込みも多数存在することが問題」（加納氏）という。

本来であれば、子どもたちは大人たちの言動を見ながら成長していく。そこには見習うべき点もあれば、見習うべきではないこともあるだろう。しかし、大前提としてあるのは「子どもが真似するから自粛すべし」という、模範となるべき大人たちの自覚だ。しかし、こうした自覚もなく、思慮に欠けた大人たちの言動がネット上に飛び交えば、それを子どもたちが真似するのは当然だろう。

さらに加納氏が子どもたちへの影響とともに問題視しているのが、「ネットが普及していない頃に教育を受けた大人たちは、改めて教育を受ける機会がほとんどない」ということだ。ネット上では傍若無人な態度でいられるという一部の自覚なき大人たちは、その態度を改める機会に接することもなく、時には大人同士と同等の厳しい言動で、子どもたちを攻撃してしまうことにもなりかねない。

2つ目は、助けの手を差し伸べるべき親や教師の目が届かないところで事態が進んでいたという点。保護者の目が行き届く範囲内であれば、助言をしたり、直接介入することもできただろう。

リアルの世界では、親たちが子どもたちの最低限の行動把握をしておく監督責任がある。しかし、子どもたちがパソコンや携帯電話からさまざまな外部情報に接しているにもかかわらず、パソコンや携帯電話の通信内容をチェックすることを、子どもの机の引き出しを無許可で開けることのように捉えている親たちが多い。子どもたちのネット上における言動に全く関与しないというのは、最低限のルールを守った上での自由という本来の自由を履き違えた自由を、子どもたちに与えてしまうことになりかねない。また、それでは子どもたちに何かあったときの対処もできない。

そして3つ目が、「なりすまし」の規制がないことである。行き過ぎた匿名性の許容は、個人の無責任な言動を増殖させる温床になりうる。無責任な言動の集合体は、ちょうどリアルの世界での集団いじめのように、その責任を問われるべき行動主体者が不明確になることでの「罪の意識の希薄化」が生じる。

こうした現象について、心理学者のM・スコット・ペック氏は自著「平気どうそをつく人たち—虚偽と邪悪の心理学」の中で「大半の人たちは、リーダーとなるよりはむしろ追随者となることを好む（中略）子どもが親を頼りにするようにリーダーに対する心理的依存が生じる。こうして普通の人はいったん集団の一員となるや、たちまちにして情動的退行を引き起こす」と指摘する。このような情動的退行が、ネット上の無責任な言動においても存在しているのではないか。

確かに、内部告発のように匿名制だからこそ語れる内容の事実もある。これはネットの特性を生かした言論の自由の行使であり、これを完全否定するものではない。しかし、行き過ぎるとなりすましへの悪用やネット上での集団いじめにつながり、情動的退行を引き起こす恐れもある。「公の場で特定人物を誹謗中傷することは、国民が持つ言論の自由の本来の意味のはき違えである」（加納氏）。

人の問題に起因する

当然、ここで紹介した要因分析がマイヤーの事件の真相を語るすべてではない。マイヤーが当時、いじめとは関係なく情緒不安定な精神状態にあったという報道もある。いじめを続けた大人が極端にモラルが崩壊した人物であったという見方もできる。

しかし、こうした特殊要因を省いて見えてくる3つの要因は、リアルでも起きている通常のいじめ問題の要因と大差がない。(1)社会生活を営む人としてのモラルに欠けた人が、(2)監視の行き届かない閉鎖空間の中で、(3)罪の意識が希薄化する状態で無責任な言動をし続ける---。つまりは、事件の舞台となったのはネットだが、結局はいじめ

問題の根にある構図そのものということだ。

確かに、ネットは情報伝達の速度が速いなどの特性もある。こうしたネットの特性を考慮した問題点に着目し、あらゆる対策を講じていく必要はあるだろう。しかし、人と人のコミュニケーションにおけるトラブルは、リアルでもバーチャルでも同じように起きている。いじめ問題にせよ、犯罪予告の問題にせよ、これらをバーチャル特有の問題として捉えるのには無理がある。こうした人と人のコミュニケーションにおけるトラブルは、ネット特有の問題としてばかり捉えるのではなく、いじめならいじめ問題の中核にメスを入れるべきだ。

その一方で、「ネットだから」と無自覚で思慮に欠ける発言をし続ける一部の人たちのように、ネットをリアルとは異なるバーチャル空間の話として、特別視している向きがあるのではないか。それは「Web 2.0」などの標語でネットの特性に過剰な期待を抱き、極端な性善説と技術至上主義を展開する人たちもそうだし、あるいは「自分には分からない世界のこと」とその有用性に真剣に向き合おうとしない人たちもそうだ。

リアルであれバーチャルであれ、コミュニケーションを行う主体は人間。時間や場所の制限なくコミュニケーションができるというバーチャルは本来、リアルの延長線上にある問題で、リアルを補完する存在であるべきだ。しかし、さまざまな立場の人たちがさまざまな理由から思考停止状態に陥り、無意識に、心の底ではネットというバーチャルの事象を、リアルと切り離して考えているように思えてならない。

バーチャル空間におけるさまざまな危険性は、実のところ、リアルとバーチャルを自分たちの都合によって区別して考えてしまう、人の問題に起因しているのではないだろうか。法整備や技術的な対策にばかり目を向けるのではなく、バーチャルはリアルの延長線上にある存在であり、この危険性を十二分に意識しつつこれを活用するには、そのための人の成長や意識改革が必要であるという視点も加えて、人を生かす有益なバーチャル空間のあり方というものを考えていきたい。

■変更履歴

改正迷惑メール法と青少年ネット規制法の記述にそれぞれ正式名称を加えました。本文は修正済みです。[2008/08/06 15:00]

(島田 昇=[ITpro](#)) [2008/08/06]